

権利擁護支援ネットワーク

ニュースレター

<http://kitami-shakyo.jp/>

2020年(令和2年)

11月1日

No.8

1. 北見市初となる「市民後見人」が誕生しました！

北見市では、認知症の人の増加等により、金銭管理や生活に必要な判断等を支える「成年後見制度」に関する相談や申立件数が急速に増えていますが、疾患を理解し、支え合いのある温かな地域づくりに向けて、制度への一定の知識や経験を有する「市民後見人」への期待が年々高まっています。このような経過から、家庭裁判所や北見市等と協議を重ね、令和2年9月、北見市社会福祉協議会の法人後見支援員として活動されている2名が、釧路家庭裁判所北見支部に後見人選任の申立てを行い、北見市初となる「市民後見人」が誕生しました。

掲載内容

- 1 北見市初となる「市民後見人」が誕生しました
- 2 第5期市民後見人養成研修開催のお知らせ
- 3 相談援助職を対象としたアンケート調査結果

★トピックス★

成年後見制度申立ての流れについて



法人後見支援員としての経験を積まれ、市内で第1号・第2号となった市民後見人の2名に、後見支援に対する想いや今後の抱負を伺いました。



▲神田 国昭さん

これまで法人後見支援員として支援していたケースを引き継ぐ形での後見人選任とのことで、難しい手続きはなく、就任時は後見監督人となる社協のサポートもあったことから、あまり心配せずに引き受けることが出来ました。

これまでの法人後見支援員活動を通して感じたことは、後見人は、それぞれの人生を歩んできた被後見人の気持ちや望みを受け入れ、出来る範囲でそれを叶える立場だということ。後見人と被後見人という関係であっても、人対人のコミュニケーションであることに変わりはありません。市民後見人となった今後も、被後見人の想いを汲み取り、自然体で接していきたいと考えています。

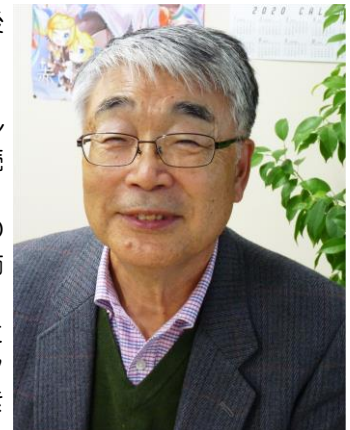
自分たちの法人後見支援員や市民後見人としての活動を通して、地域への理解がどんどん広まることを期待すると同時に、それが自分たちの責任だと考えています。これから法人後見支援員や市民後見人として活動する方には、難しく考えすぎず、「昔の友達に会う気分」で気軽に活動してほしいと思います。

市民後見人として新しいケースを1から受任するのではなく、これまで法人後見支援員として担当していたケースを引き継ぐということもあり、それほど重く捉えず「やってみよう」という気持ちになりました。

市民後見人としての実際の活動で、最初に感じた変化は、これまで社協を通して行っていた郵便物等の確認。私が被後見人本人の郵便物等を確認し必要な手続きをとることは、法人後見支援員の活動と大きく変わった点だと感じています。

法人後見支援員として活動を始めた頃は「これでいいのかな」と思いながらの支援でしたが、回数を重ねるごとに信頼関係が築かれ、今では被後見人が私の訪問を心待ちにしてくれていることがとても嬉しいです。

被後見人との関わりの中で私が大切にしていることは、「被後見人が喜びことを考え、やってみる」ことであり、被後見人の想いや希望を実現するために日々試行錯誤しています。これからも、被後見人の気持ちに寄り添って活動していきたいと考えています。



▲加藤 誠二さん

2. 第5期 市民後見人養成研修を開催します！

北見市成年後見支援センターでは、第5期となる「市民後見人養成研修」を、令和3年1月22日(金)から2月26日(金)の間の全8日間、常呂自治区にて開催します。

成年後見制度の仕組みや市民後見人の役割などについて、基礎から学んでいただくほか、家庭裁判所の見学も予定しています。地域に身近な市民の立場で、支えを必要とする方の権利擁護を担う「市民後見人」について、一緒に学んでみませんか？

《日 時》 令和3年1月22日(金)～2月26日(金)までの8日間

《場 所》 北見市老人いこいの家 和室(常呂町字常呂338番地)

《定 員》 10名程度

《受講料》 無料

※専門職の方のお申し込みは、市民後見人としての活動を希望される方

申込・お問い合わせは当センターまたは北見市社会福祉協議会常呂支所までご連絡ください。



3. 「相談援助職を対象としたアンケート調査」結果について

北見市成年後見支援センターでは、『2019年度北海道新聞社会福祉振興基金福祉公募助成』の採択を受けて、主に成年後見制度に関わる専門職等の理解度や課題を把握することを目的としたアンケート調査を令和元年11月18日（月）から11月29日（金）の期間で実施しました。

調査結果 P I C K U P

| 理解力や判断力が十分ではない人の相談・支援を進める上で、支援者として困難さを感じる内容について | |
|---|--------|
| 回答内容 | 回答数(件) |
| 日常的な金銭管理のこと | 172 |
| 保証人や身元引受人に関すること | 130 |
| 施設入所に関する手続きのこと | 115 |
| 手術の同意に関すること | 106 |
| 医療機関への入院に関する手続きのこと | 100 |
| 死後の対応 | 92 |
| 介護保険や障がいサービス利用手続きのこと | 90 |
| 借金の返済に関すること | 70 |
| 不動産の処分に関すること | 66 |
| 水道や電気などライフラインに関する手続きのこと | 49 |
| 特にない | 5 |
| その他 | 8 |
| 合計 | 1,003 |

理解力が十分ではない対象者への支援の困りごとでは「日常的な金銭管理」が最も多い

「日常的な金銭管理」に困りごとを抱える支援者が非常に多い結果となり、特に「通帳、印鑑、現金等を紛失する」「金融機関に行けない」「病院や施設等への支払いが滞る」といった内容に困難さを感じている支援者が多いことがわかりました。上記の困りごとの中には、成年後見人等による携わりによって解決できる可能性のある内容も含まれていますので、後見制度や後見人等の役割について理解を深めていただけるよう取り組みを進めていく必要があると考えます。

| 本人死亡に伴う対応に関する課題 (複数回答) | |
|-------------------------------------|--------|
| 回答内容 | 回答数(件) |
| 身の回りの遺品の引取や処分 | 146 |
| 死後に請求された医療費や福祉サービスの利用料、公共料金、家賃等の支払い | 134 |
| 親族（相続人等）への連絡・調整 | 122 |
| 葬儀の対応（葬儀費用の払戻し含む） | 105 |
| 預貯金通帳等預かり品の返還先が指定されていない場合の対応 | 86 |
| 担当者（ケアマネジャー・ケースワーカーなど）との連絡調整、協力 | 39 |
| その他 | 6 |
| 合計 | 638 |

死後の対応を検討することは、支援の延長線上にある

理解力が十分ではない対象者を支援するなかで、「死後の対応」に苦慮する支援者も少なくありません。本人死亡に伴う対応への検討は、中長期的な支援の見通しに含まれるものであり、本人がどのように暮らしたいのか、またどのような最期を迎えたいと考えているのか等を含めて、意思決定支援に取り組むことが求められています。

大変お忙しい中ご協力いただきました事業所管理者及び機関職員の皆様には、心より感謝を申し上げます。



厚生労働省が設置する成年後見制度利用促進専門家会議(意思決定支援ワーキンググループ)により検討を重ね、令和2年10月30日に完成
「意思決定支援を踏まえた 後見事務のガイドライン」

(参考:厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00019.html)

★トピックス★ 成年後見制度申立ての流れについて

昨年度実施した“相談援助職を対象としたアンケート調査”では、「成年後見制度を利用できるまでにどのくらい時間がかかるか」等、制度に関する内容の説明に「自信がない」と回答された方が多かったことから、成年後見制度申立ての流れと後見開始までの期間について図で表してみました。

①申立て準備
・本人の判断能力や日常生活、経済状況の把握
・申立ての目的、類型と後見事務の内容を整理
・書類を揃える など

②申立て
・申立人が本人の住所地の家庭裁判所に申立て

③審理
・家庭裁判所による調査等（申し立て理由や、本人に面談し意思の確認や生活状況の調査など）

④審判の決定
・成年後見人等の選任と後見内容の決定
・場合によっては、成年後見監督人が選任されます

⑤審判の確定
・本人、申立人、後見人への審判結果の通知
・東京法務局への登記

目安は1~3か月程度

目安は1~2か月程度
(調査や鑑定をする必要のない事案の目安期間)

2週間の抗告期間を経て審判確定
(後見等開始について異議申立てが可能)

※申立てから後見開始までの期間は、事案の内容、本人の判断能力等によって大きく変わるため、目安の期間を記載しています。